

平成21年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成21年9月10日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	菅谷雄二	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	福田稔
税務課長	和田精之	産業建設課長	脇田英男

産業建設課 企画員	堀悦明	産業建設課 企画員	宮本正明
産業建設課 企画員	川口孝志	産業建設課 企画員	植本亮
上下水道課長	木村勝彦	上下水道課 企画員	菅根清
上下水道課 企画員	植本敏雄	教育委員会 総務課長	笠松眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 0 報告第 2 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 0 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 2 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 2 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 2 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 0 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 6 0 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 6 1 号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 議案第 6 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 6 3 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第 3 0 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 1 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 2 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 3 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 4 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
(第 1 号)

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

平成 2 1 年第 3 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

座らせていただきます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 1 年第 3 回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（吉田盛彦）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 1 0 番、木本眞次君、1 番、山本明生君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（吉田盛彦）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 1 8 日までの 9 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、会期は 9 日間に決しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（吉田盛彦）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成21年6月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、6月定例会において全会一致で可決されました保育所制度の改革に関する意見書、及び北朝鮮の核実験に断固抗議する決議については、国の関係機関等に6月18日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、9月10日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（吉田盛彦）

これで、諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成21年第3回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

今年の夏場は、異常気象の影響で、7月には中国、九州北部の豪雨、また8月には台風9号に伴う集中豪雨により兵庫県佐用町ほか各地で水害、土砂災害が発生し、災害時要援護者を始め多くの住民が被災していますが、その原因の1つに避難勧告の遅れを指摘されたところであり、当町においても、避難勧告等に係る発令の判断基準等の再検討を行うよう職員に指示したところでもあります。今後とも関係機関と連携を図りながら防災対策に万全を期さなければならないと痛感しています。

また、新型インフルエンザにつきましては、7月25日に全員協議会を開催していただき現状報告等をさせていただいたところではありますが、8月に入り、全国的に感染が拡大し、ほぼ流行期レベルとなり、感染が国内で相次ぎ確認された5月に次ぐ第2波が始まっている可能性が高いことが報道されています。

9月2日現在、国内で10人の方々が亡くなっていますが、その方々は慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病等の基礎疾患を有している方で、インフルエンザに感染したこ

とが死亡に関与したと考えられています。

こういった状況を踏まえ、今後とも引き続き新型インフルエンザ予防対策として、手洗いうがいの励行及びマスクの着用等を周知するとともに、新型インフルエンザ情報について関係機関とも連携を図りながら上富田町新型インフルエンザ対策本部において対応を協議してまいりますので、議員皆様方のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例議会に上程し、ご審議をお願いする議案は、平成20年度一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定が合わせて16件、報告事項として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が合わせて5件、条例の一部改正が5件、平成21年度一般会計並びに特別会計補正予算が合わせて5件の31件であります。

なお、追加議案としまして、工事請負契約の締結について2件、本定例会中に上程させていただきますので、何とぞあわせてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第43号から議案第58号までの案件につきましては、平成20年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。監査委員の意見書を付して提案させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第25号から報告第29号までの5件につきましては、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものです。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっています。

なお、この平成20年度のそれぞれの比率は、法で定められている基準内となっております。

次に、議案第59号は、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、平成20年度の定例監査時に監査委員による見直しのご指摘があった手数料の一部を改正する条例でございます。今回、実務との整合性を図るため、上富田町手数料徴収条例第2条の全部改正及び第6条の一部を改正するものであります。

議案第60号は、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でござ

います。この条例につきましては、消防法の一部を改正する法律の施行において、条の追加を行ったことに伴い、今回、上富田町消防団員等公務災害補償条例の整理のため「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改正するものであります。

議案第61号は、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い、今回、職員の1日の勤務時間を15分間短縮するものであります。

議案第62号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、議案第61号との関連で、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴いまして、職員の育児休業等に関する条例第11条の育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態を一部改正するものであります。

議案第63号は、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときの出産育児一時金につきましては、現行35万円を39万円に増額改正するものであります。

次に、議案第64号は、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第4号）であります。今回、既定額に2億665万1,000円を追加し、予算総額を52億1,800万8,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して実施する二級河川、準用河川等内水面環境整備事業ほか4事業に係る経費625万1,000円、及び上富田町土壌改良剤製造大型共同作業場の焼却設備解体撤去工事につきまして800万円を措置しています。

民生費では、国の1次補正予算に伴いまして、平成21年度限りとした第1子を含む小学校就学前3学年の子を対象に、子育て応援特別手当として1人当たり3万6,000円の支給に係る1,620万円を措置しています。また、保育所運営費に新型インフルエンザの委託料36万1,000円を措置しています。

衛生費では、女性特有のがん検診推進について、乳房及び子宮がん検診委託料を追加措置しています。

農林水産業費では、紀の国森づくり基金事業を活用して、生馬愛郷会所有林への植樹費用等330万円を措置しています。

土木費では、水穂住宅の建物補償費、これは預かり金の返還でございますけど、664万7,000円を措置しています。

教育費では、岡小学校屋内運動場建築工事に係る設計委託料600万円を措置し、また、さわやか上富田まちづくり寄付金120万円を活用して各小学校及び中学校へ図書購入費等を措置しています。

災害復旧費では、7月6日から7日にかけての大雨による災害応急復旧工事請負費を100万円措置しています。

一方、歳入につきましては、国、県補助金及び財政調整基金からの繰り入れ等を見込み措置しています。

議案第65号は、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)でございます。今回、既定額に467万2,000円を追加し、予算総額を18億5,980万7,000円と定めています。補正予算の主な内容は、平成20年度分療養給付費等交付金返還金を措置しています。

議案第66号は、平成21年度上富田町特別会計老人保健補正予算(第1号)でございます。今回、既定額に222万1,000円を追加し、予算総額を620万9,000円と定めています。補正予算の主な内容は、平成20年度分支払基金医療費交付金返還金等を措置しています。

議案第67号は、平成21年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)でございます。今回、既定額に811万2,000円を追加し、予算総額7億8,037万6,000円と定めています。補正予算の主な内容は、平成20年度分介護給付費負担金国庫返還金等を措置しています。

議案第68号は、平成21年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)でございます。今回、既定額に86万4,000円を追加し、予算総額を614万5,000円と定めています。補正予算の主な内容は、奨学金貸し付け認定に伴う追加補正でございます。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

追加的でございますけど、議会運営委員会で県政報告会のお話をさせていただいています。お手元にチラシを配付しておりますけど、9月27日の日曜日、午後2時から上富田文化会館で開催されます。ご協力とご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第4 議案第43号～日程第24 報告第29号

議長（吉田盛彦）

この際、日程第4 議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第24 報告第29号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成20年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで21件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、小倉君。

会計管理者（小倉久義）

おはようございます。

それでは、議案第43号の平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第58号の平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についてまでの16件につきまして説明をさせていただきます。

なお、議案に従い、それぞれの会計の収支状況を順を追って説明するのが本意ではありますが、決算書の目次の次に総括表を添付していますので、後ほど総括表により説明をさせていただきますので、ご了承のほどよろしく願いをいたします。

それでは、各議案につきまして説明をさせていただきます。

議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第44号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次、お願いいたします。

議案第45号、平成20年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

46号をお願いします。

議案第 4 6 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 1 年 9 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

議案第 4 7 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 1 年 9 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

議案第 4 8 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 1 年 9 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

次、4 9 号をお願いいたします。

議案第 4 9 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 1 年 9 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

議案第 5 0 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 1 年 9 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

議案第 5 1 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 1 年 9 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

5 2 号をお願いします。

議案第 5 2 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第53号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第54号、平成20年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第55号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第56号、平成20年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第57号、平成20年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

議案第58号をお願いします。

議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度上富田町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、決算書の目次の次のページの平成20年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表をお開きお願いいたします。この総括表で収支状況を説明させていただきます。この表は、平成20年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表でございます。単位は円でご

ざいます。

まず、議案第43号ですけれども、一般会計ですが、歳入総額が50億6,787万9,754円、歳出総額49億7,757万5,406円、歳入歳出差し引き額9,030万4,348円、うち翌年度繰り越し財源額2,238万2,000円、実質収支額6,792万2,348円となっております。なお、この実質収支額は21年度へ繰り越しをしております。

続きまして、議案第44号は国民健康保険事業でございます。

歳入総額17億936万9,272円、歳出総額17億934万7,952円、歳入歳出差し引き額2万1,320円、繰り越し額はございません。実質収支額、差し引き額同額の2万1,320円となっております。この収支額につきましても21年度の方へ繰り越しております。

続きまして、議案第45号の老人保健でございます。

歳入総額1億2,426万1,073円、歳出総額1億2,425万4,593円、差し引き額6,480円、実質収支額とも同額でございます。同じく、21年度の方へ繰り越しております。

議案第46号は町営砂利採取砕石事業でございます。

歳入総額5,984万6,108円、歳出総額5,968万6,705円、差し引き額、実質収支額とも同額で15万9,403円となっております。

続きまして、議案第47号、宅地造成事業でございます。

歳入総額8,049万9,260円、歳出総額5億6,080万2,868円、歳入歳出差し引き額マイナス4億8,030万3,608円でございます。繰り越し額はございません。実質収支額、差し引き額同額でマイナスの4億8,030万3,608円となっております。この収支額につきましては21年度からの繰り上げ充用で補てん措置をしております。

続きまして、議案第48号、共同污水处理施設事業につきましては、歳入総額1,326万2,347円、歳出総額1,246万4,987円、差し引き額、収支額とも同額で79万7,360円となっております。

続きまして、議案第49号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額659万8,566円、歳出総額1,057万3,004円、差し引き額、収支額ともマイナスの397万4,438円となっております。この収支額につきましても21年度からの繰り上げ充用で補てん措置をしております。

続きまして、議案第50号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額2,203万1,688円、歳出総額6,768万8,264円、歳入歳出差し引き額マイナ

スの4,565万6,576円、収支額とも同額でございます。同じく、21年度よりの繰り上げ充用で補てん措置を行っております。

続きまして、議案第51号は奨学事業でございます。

歳入総額556万3,628円、歳出総額552万5,570円、差し引き額、収支額ともに3万8,058円でございます。

続きまして、議案第52号の農業集落排水事業につきましては、歳入、歳出総額ともに1億8,881万5,426円でございます。実質収支はゼロでございます。

続きまして、議案第53号、公共下水道事業につきましては、歳入総額3億1,454万6,081円、歳出総額3億1,127万6,660円、差し引き額326万9,421円、うち翌年度繰り越し財源額288万1,000円で、実質収支額は38万8,421円となっております。

続きまして、議案第54号、介護保険でございます。

歳入総額9億8,743万2,345円、歳出総額9億8,686万7,917円、歳入歳出差し引き額、収支額ともに56万4,428円でございます。

続きまして、議案第55号は、後期高齢者医療でございます。

歳入総額1億7,991万1,568円、歳出総額1億7,876万2,430円、差し引き額114万9,138円、収支額とも同額でございます。

続きまして、議案第56号、朝来財産区でございます。

歳入総額687万6,139円、歳出総額685万5,129円、差し引き額2万1,010円で収支額とも同額でございます。

続きまして、議案第57号、西牟婁郡公平委員会でございます。

歳入総額137万9,176円、歳出総額128万300円、差し引き額、収支額とも同額で9万8,876円でございます。

続きまして、議案第58号につきましては、水道事業でございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額が4億6,286万7,959円、歳出総額が3億9,404万208円でございます。歳入歳出差し引き額は6,882万7,751円、繰り越し額はございません。収支額は6,882万7,751円で、経常利益としまして6,735万7,301円となっております。これにつきましては、単年度の黒字ということになります。

続きまして、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額が2,825万1,760円、歳出総額は1億8,348万7,448円、歳入歳出差し引き額マイナスの1億5,523万5,688円、うち繰り越し額はございません。実質収支額同額のマイナスの1億5,523万5,688円となっております。この収支額につきましては損益

勘定留保資金で補てんをしております。

それぞれの合計ですけれども、歳入総額 9 億 2 億 5,939 万 2,150 円、歳出総額 9 億 7,930 万 4,867 円、歳入歳出差し引き額マイナスの 5 億 1,991 万 2,717 円、うち翌年度繰り越し財源額 2,526 万 3,000 円、実質収支額マイナスの 5 億 4,517 万 5,717 円となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

なお、このあと報告第 25 号から報告第 29 号で地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び資金不足比率について報告がありますので、あわせてご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から報告第 25 号から報告第 29 号についてご説明させていただきます。

まず、報告第 25 号です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 20 年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 20 年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成 21 年 9 月 10 日、上富田町長小出隆道。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 19 年 6 月に制定されまして、本年平成 21 年 4 月 1 日から全面的に施行されております。この法律によりまして、平成 20 年度決算からは法の規定に基づき、いずれかが早期健全化基準以上である場合には財政健全化計画を定めなければならないこととなります。

次のページに監査委員さんの監査意見書がございますが、地方公共団体の長は毎年度前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率等とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっております。今議会で報告するものであります。

なお、健全化の判断につきましては、で実質赤字比率、これにつきましては普通会計が対象となります。

の連結実質赤字比率につきましては、普通会計とそれ以外の特別会計すべての会計を含めての比率となります。

の実質公債費比率につきましては、これにつきましてはすべての会計と一部事務組合、

広域連合、紀南病院等、それぞれ含めての比率になります。

の将来負担比率、これにつきましては、実質公債費比率の適用分とそれに公社、及び第3セクター等が含まれるものが対象になっております。これは一般会計の地方債の将来支払わなければならない可能性のある負担等の、現時点での残高を指標化するものです。

なお、上富田町の平成20年度の実質赤字比率の早期健全化基準であります15%、連結実質赤字比率は20%、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%となっております。

なお、上富田町の平成20年度健全化判断比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準内となっております。

次に、報告第26号です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成21年9月10日、上富田町長小出隆道。

これにつきましては、この報告第26号から報告第29号でございますが、公営企業の経営健全化につきましては公営企業ごとの資金不足比率で判断します。

上富田町の公営企業に係る健全化の判断については、宅地造成事業、この後報告します農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の各公営企業ごとの資金不足比率で判断します。なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっております。

この4会計の公営企業については、平成20年度の資金不足は生じていないため、平成20年度の資金不足比率はともにゼロとなっております。

続きまして、報告第27号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成21年9月10日、上富田町小出隆道。

続きまして、報告第28号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年

度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成21年9月10日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第29号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成20年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成21年9月10日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

次に、監査委員の報告を願います。

11番、池口公二君。

11番（池口公二）

それでは、平成20年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月3日から8月7日まで、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに16会計の決算審査を行いました。

各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも適当なものと確認いたしました。

平成20年度の一般会計決算額を千円単位で申し上げますが、歳入50億6,787万9,000円、歳出で49億7,757万5,000円、歳入歳出差し引き9,030万4,000円、うち翌年度へ繰越額2,238万2,000円を差し引きますと、実質収支額は6,792万2,000円の黒字となっており、厳しい財政事情が続く中、行財政改革の効果があらわれたものと考えます。

歳出面では、人件費の決算額が9億291万4,000円で、前年度に比べ1.5%増加しており、これは、高速道路特別対策室への職員3名の出向に伴い、任期つき職員3名を採用したことによる職員数の増加によるものです。

物件費では、前年度に比べ6.5%増加しており、これは税務関係等システムの導入、及び改修によるものです。補助費等については前年度に比べて7.2%の減となっており、経常的経費の削減が見られます。

決算額の構成比は、消費的経費58.8%、投資的経費12.2%、公債費等29%となっております。

歳出全体では、前年度と比較して、現在取り組んでいる行財政改革にもかかわらず、本年度の経常収支比率は94.4%、ちなみに昨年度は94.5%であります。そういう中で硬直が進んでいる財政構造の状態にあり、今後は、今以上に事業等の精査を行い経費節減を図り、健全財政の維持運営に努め、財政構造の弾力性を保持するよう一層の努力をされる旨、指摘いたしております。

一方、歳入面においては、自主財源40.4%、依存財源59.6%の構成であり、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされるよう指摘いたしております。

町税の徴収率は90.7%、収入未済額は1億2,884万4,000円であり、一般会計全体を通じての未収金の合計額は1億4,149万9,000円でございます。未収金の徴収については、世界恐慌以来とも言われる経済活動の低迷に伴い、今後も厳しい状況が続くと思われませんが、公平負担が基本であり、その観点からも、コンビニ収納制度の利用を啓発、促進し、より一層の収納率向上を図るとともに、未納者の預金調査、差し押さえ並びに和歌山県地方税回収機構等を積極的に活用し、未収金対策協議会との連携的な取り組みにより滞納整理に格段の努力をされるよう指摘いたしております。

また、公営住宅料や保育料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期されるよう要望いたしております。

一般会計の本年度末の町債の現在高は62億2,923万2,000円で、前年度に比べ4%減少いたしております。

本年度の町債の借入額は3億7,070万円で、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、市ノ瀬橋改良事業債、朝来小学校グラウンド整備事業債が主なものであります。

現在の町財政は多額の起債償還に追われ、財源運営は極めて厳しい状況下にあります。今後も行政需要はさらに多岐多様になるものと思われませんが、より一層効率的な行財政運営に努められ、上富田町の発展と町民の福祉向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入では17億936万9,000円、歳出では17億934万8,000円となり、差し引き2万1,000円の黒字となっております。

しかし、国民健康保険税の収納率は72.5%で、前年度は75.6%であり、前年度との比較では低下し、低い状況で推移しております。今後、より一層収納率の向上に努められ、さらなる滞納整理に努力されるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図るよう指摘いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

本年度の赤字額は4億8,030万4,000円となり、前年度より減少は見られるものの、赤字額は大きく、恒常化しております。早急に保有財産の処分を含む年次計画を策定し、財政健全化に向けて取り組まれるよう指摘いたしております。

次に、特別会計共同汚水処理施設事業の未収金につきましては、公共下水道施設へのつなぎ込みまでに抜本的な対策を講じるよう、また、宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業の未収金につきましては、平成21年度より和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合による回収も行われており、今後は現年分の徴収率の向上にもなお一層の努力をされるよう要望いたしております。

次に、水道事業会計であります。

本年度の実質収支につきましては、6,735万7,000円の純利益を計上しておりますが、依然として厳しい財政運営であり、今後もさらに経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付しておりますので、お目通し願います。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率や資金不足比率を審査した結果、早期健全化基準や経営健全化基準を下回っているが、実質公債費比率については早期健全化基準25%に対して19.5%に、将来負担比率については早期健全化基準350%に対して188.7%に達しており、今後の地方債の借り入れについては十分留意されるよう指摘いたしております。

以上で平成20年度決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

議長（吉田盛彦）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第19 議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についての件までの16件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第19 議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで16件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任についてはいかがでしょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長(吉田盛彦)

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。議長において指名をいたします。

10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

議長(吉田盛彦)

再開します。

決算審査特別委員会委員に2番、木村政子君、3番、三浦耕一君、5番、大石哲雄君、6番、畑山 豊君、8番、沖田公子君、12番、井濶 治君を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を、決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただきまして正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

(委員長・副委員長の選出)

再開 午前10時37分

議長(吉田盛彦)

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をいたします。

委員長に2番、木村政子君、副委員長に5番、大石哲雄君が就任されました。委員長始め、委員の皆さん、大変ご苦労さんですが、よろしくお願ひします。

続けて議事に入ります。

先ほど報告のありました、日程第20 報告第25号から日程第24 報告第29号までの5件については、平成20年4月1日より施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものであり、昨年度より報告があります。

この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。質疑につきましては、報告全体で行いたいと思いますが、そのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

日程第20 報告第25号～日程第24 報告第29号

議長(吉田盛彦)

それでは、報告第25号から報告第29号までの5件についての一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第25号から第29号の件については、以上で終わります。

日程第25号 議案第59号～日程第34 議案第68号

議長（吉田盛彦）

続いて、日程第25 議案第59号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件から日程第34 議案第68号、上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件まで10件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

おはようございます。

それでは、議案第59号から議案第62号までについて、ご説明申し上げます。

議案第59号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

第1条、上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

この改正につきましては、平成20年度の定例監査時に町監査委員さんによる実務との整合性を図るようというご指摘があった手数料徴収条例の一部を改正する条例案でございます。

改正内容につきましては、第2条の種類及び金額の規定について、実務との整合性を図るため全部改正するものでございます。なお、金額の改正につきましては改正ございません。

また、第6条の免除規定に「公的年金受給者現況届に係るもの」、及び「前号に掲げるもののほか、町長が公益上特に必要があると認めるもの」の2号を追加するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

なお、5ページから8ページに参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第60号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

第1条、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

この改正につきましては、消防法の一部を改正する法律の施行において、条文の追加を行ったことに伴い、今回、条文の整備のため第2条の損害補償を受ける権利規定中、「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改正するものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成21年10月30日から施行するとしてございます。

次のページに参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご参照願います。

続きまして、議案第61号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の勤務時間に関する条例の一部改正。

第1条、職員の勤務時間に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

この改正案につきましては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い、今回職員の1週間の勤務時間を1時間15分、また、1日の勤務時間を15分短縮するものでございます。

附則で、施行期日を平成22年1月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第1条、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

この改正案につきましては、先ほどの議案第61号との関連で、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い、今回の職員の育児休業等に関する条例第11条の規定である育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態を一部改正するものでございます。

附則で、施行期日を平成22年1月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第63号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例（昭和34年条例第35号）の一部を別紙のように改正する。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

第1条、上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

この条例改正につきましては、出産時に支給しております出産育児一時金の額を、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に限り、現行の35万円から39万円に支給額を引き上げるものでございます。

期間を限定した経過措置でありますので、本条例の附則に新たに2条を加えて附則の

改正を行うものでございます。

施行期日は10月1日からとさせていただきます。

なお、次のページ、参考資料につきましてはお目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご承認よろしくをお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしく申し上げます。

議案第64号についてご説明させていただきます。

平成21年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

平成21年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億665万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,800万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、12款、分担金及び負担金で、既定額に、今回、345万5,000円を追加、14款、国庫支出金で、今回、7,746万4,000円を追加、15款、県支出金で、今回、3,533万7,000円を追加、17款、寄付金で、今回、153万2,000円を追加、18款、繰入金で、今回、8,494万7,000円を追加、20款、諸収入で、今回、391万6,000円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、2億665万1,000円を追加し、52億1,800万8,000円と定めています。

次に、歳出につきましては、2款、総務費で、既定額に、今回、1,088万3,000円を追加、3款、民生費で、今回、1億3,916万4,000円を追加、4款、衛生費で、今回、246万7,000円を追加、5款、農林水産業費で、今回、1,631万円を追加、7款、土木費で、今回、2,184万7,000円を追加。

次のページをお願いします。

9款、教育費で、今回、1,498万円を追加、10款、災害復旧費で、今回、10

0万円を追加。

歳出合計では、既定額に、今回、2億665万1,000円を追加し、52億1,800万8,000円と定めてございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書です。この5ページから8ページの明細につきましては、お目通しをお願いします。

次に、12ページをお願いします。

12ページ、3、歳出につきましては、2款、総務費の企画費で、上富田町土壤改良剤製造共同作業場の焼却炉解体工事請負費800万円を措置してございます。

次に、口熊野町づくり事業費で、さわやか上富田まちづくり基金への積立金で153万2,000円を措置してございます。

次に、人権推進費では、23万円を追加してございます。これにつきましては、県の人件啓発活動の委託がありましたので、映画上映会の経費を措置してございます。

次に、地籍調査費では、今回、補正はございませんが、事務費の調整等をしてございます。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費で、625万1,000円を追加してございます。これにつきましては、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、二級河川、準用河川等内水面環境整備事業ほか4事業について、事業内容が各科にわたりますので、この14目に措置してございます。

続きまして、指定統計調査費は、513万円を減額してございます。主なものとしましては、経済センサス調査費の減額によるものでございます。

次に、民生費の障害福祉費は、1億1,489万1,000円の追加です。法改正に伴う事業者の移行等に伴う報酬単価等の改定によりまして、障害福祉サービス費1億810万5,000円の追加措置等をしてございます。

次に、社会・児童福祉医療費は、678万2,000円の追加で、特別会計国民健康保険及び特別会計老人保健への繰り出しの補正でございます。

次のページをお願いします。

次に、児童福祉総務費は、1,713万円の追加でございます。これは、国の平成21年度1号補正予算に伴い、平成21年度限りとして、第1子を含む小学校就学前3学年、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子を対象に、子育て応援特別手当として1人当たり3万6,000円を支給する子育て応援特別手当交付金等を措置してございます。

次に、保育所運営費では、新型インフルエンザの委託料36万1,000円を措置してございます。

次に、衛生費につきましては、予防費で246万7,000円の追加で、これにつきましては、女性特有のがん検診の推進について乳房検診委託料、子宮がん検診委託料を措置してございます。

次に、農林水産業費の農業総務費につきましては、30件分の小規模耕地事業補助金180万を措置してございます。

5目に小規模土地改進黨業費を設け、736万円で、これにつきましては、市ノ瀬根皆田地区排水路改修ほか委託料691万1,000円等を措置してございます。

6目に農地有効利用支援整備事業費を385万円で設け、生馬地区水路改修ほか工事請負費366万7,000円等を措置してございます。

次に、林業総務費は330万円の追加で、これにつきましては、紀の国森づくり基金活用事業として生馬愛郷会所有林への植樹費用等を措置してございます。

次のページをお願いします。

土木費の土木総務費は、生馬本郷町内会館改修に係る補助金100万円を措置してございます。

次に、道路橋梁費では、維持補修工事請負費等で820万を措置してございます。

次に、河川改良費につきましては、維持補修工事請負費500万を措置してございません。

次に、住宅管理費は764万7,000円の追加で、水穂住宅の建物補償費664万7,000円等を措置してございます。

次に、教育費の小学校管理費につきましては、322万円の追加でございます。これにつきましては、岩田小学校の通路舗装工事請負費120万円等を措置してございます。

4目に岡小学校整備事業費を設け、今回、岡小学校屋内運動場建築工事設計委託料600万円を措置してございます。

次に、中学校管理費につきましては、中学校の図書室拡張移転に伴う修繕料130万円を措置してございます。

次に、教育振興費につきましては、中学生の職場体験について、和歌山を元気にする職場体験事業費補助金の内示がありましたので、経費15万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

次に、社会教育総務費は271万円の追加でございます。これにつきましては、彦五郎イルミネーションフェスタ事業委託料47万円、及び市ノ瀬コスモス園花祭り補助金200万円等を措置してございます。

次に、保健体育総務費につきましては、スポーツセンターにおいて11月28日、29日に開催を予定していますドリームベースボール事業への補助金110万円を措置し

てございます。

次に、公共土木施設災害復旧費で、7月6日から7日の大雨被害によります災害応急復旧工事請負費100万円を措置してございます。

次に、給与費明細書です。今回の補正に係る時間外勤務手当を追加してございます。お目通しのほどお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので9ページをお願いします。

9ページ、歳入です。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源としまして、分担金及び負担金の農林業費負担金につきましては、345万5,000円の追加です。事業についての地元負担金で、農業費へそれぞれ財源充当してございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金は、5,239万5,000円の追加。

国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金、農林業費国庫補助金について2,506万9,000円の追加で、これにつきましては、子育て応援特別手当補助金1,620万円等について、各事業へそれぞれ財源充当してございます。

次に、県支出金の県負担金は2,619万7,000円の追加。

次のページをお願いします。

県補助金につきましては、総務費県補助金、民生費県補助金、農林業費県補助金、教育費県補助金で1,403万9,000円の追加。

次に、総務費委託金につきましては、489万9,000円の減額で、これらにつきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金608万2,000円等について各事業へそれぞれ財源充当してございます。

次に、寄付金のさわやか上富田まちづくり寄付金153万2,000円につきましては、基金への積立金財源としてございます。

次に、基金繰入金につきましては、小集落改良住宅基金繰入金664万7,000円は、住宅管理費の建物補償費へ充当してございます。

次に、財政調整基金繰入金7,710万円につきましては、今回の補正に係る一般財源を補てんしてございます。

次に、さわやか上富田まちづくり基金繰入金120万円は、各小学校及び中学校の図書購入費等の財源として充当してございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、明細の雑入及び広告掲載料につきましては一般財源に、次に、環境保全事業助成金70万円につきましては、教育費の彦五郎イルミネーション事業へ、次に、田辺周辺ふるさと市町村圏事業補助金100万円につきましては、ドリームベースボール事業へ、次に、長寿社会づくりソフト事業費交付金200万

円につきましては、市ノ瀬コスモス園花祭りの補助金等へそれぞれ財源充当してございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

私の方からは議案第65号から第67号までをご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第65号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

平成21年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,980万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金で、既定額に、今回、11万1,000円を追加し、1億2,709万7,000円と定めております。

9款、繰入金では、1項、他会計繰入金で456万1,000円を追加し、1億4,030万と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、467万2,000円を追加し、18億5,980万7,000円と定めております。

歳出でございます。

11款、諸支出金で、1項、償還金及び還付加算金で、今回、11万1,000円を追加し、221万1,000円と定めております。

2項、返還金につきましては、456万1,000円を追加し、456万1,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、467万2,000円を追加し、18億5,980万7,000円と定めております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、財政調整交付金で、1 1 万 1 , 0 0 0 円を追加しております。これにつきましては、特別調整交付金による歳入でございます。

9 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金で、4 5 6 万 1 , 0 0 0 円を追加しております。これは一般会計からの繰入金でございます。

次のページ、歳出につきましては、1 1 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、3 目、高額療養費特別支給金で、1 1 万 1 , 0 0 0 円を追加しております。これは高額療養費特別支給金でございます。これにつきましては、平成 2 0 年 4 月から後期高齢者医療制度が始まりましたが、その 2 0 年 4 月から 1 2 月までの間に 7 5 歳の誕生日を迎え、国保医療の方から後期高齢者医療制度へ移られた方のうち、その方の誕生月に高額療養費が発生していた方についての個人への返還金となります。

当初、後期高齢者医療への移行時も、他の健康保険へ移ったときと同じように個人の負担の限度額分が双方で必要な制度となっておりましたが、不平等との指摘もあり、途中制度の改正がありました。国保、後期高齢者それぞれ個人負担分の限度額を 2 分の 1 ずつに引き下げる改正が行われております。新制度の適用は後期高齢者医療制度発足時までさかのぼり、平成 2 0 年 4 月から適用されることとなっております。

今回の補正予算は、この制度改正までに既に支払った個人にお返しするための予算措置で、後期高齢者医療と国保と 2 分の 1 ずつ負担いたします。今回の件数は 5 件を見込んでおまして、高額判定区分は一般世帯区分の限度額である 4 万 4 , 4 0 0 円で予算措置させていただいております。国保医療と後期高齢者医療、2 分の 1 ずつ負担することになりますので、4 万 4 , 4 0 0 円の 2 分の 1 であります 2 万 2 , 2 0 0 円の 5 名分、1 1 万 1 , 0 0 0 円で補正予算を計上させていただいております。

なお、今年の 4 月分からは既に改正後の新制度で運用されております。

2 項、返還金でございます。1 目、返還金、4 5 6 万 1 , 0 0 0 円を追加しております。これにつきましては、平成 2 0 年度分療養給付費等交付金の返還金として平成 2 0 年度分の精算による返還金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 6 6 号をお願いいたします。

議案第 6 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度上富田町の特別会計老人保健補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ620万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

4款、繰入金、1項、一般会計繰入金で、今回、既定額に222万1,000円を追加し、258万9,000円と定めております。

歳入合計では、既定額に、今回、222万1,000円を追加し、620万9,000円と定めております。

歳出。

4款、諸支出金で、1項、返還金、222万1,000円を追加し、222万1,000円と定めております。

歳出合計では、既定額に、今回、222万1,000円を追加し、620万9,000円と定めております。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、3ページ、4ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

歳入。

4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金で、222万1,000円を追加しております。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございます。

4款、諸支出金で、1項、返還金、1目、返還金で、222万1,000円を追加しております。これにつきましては、平成20年度分老人医療給付費県費負担金返還金ほか、それぞれ20年度の精算による返還金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第67号をお願いいたします。

議案第67号、平成21年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成21年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ811万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,037万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

2ページ、次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

7款、繰入金、2項、基金繰入金として、既定額に、今回、811万2,000円を追加し、1億4,927万9,000円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、811万2,000円を追加し、7億8,037万6,000円と定めております。

次のページ、歳出でございます。

6款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金で、既定額に、今回、811万2,000円を追加し、811万2,000円と定めております。

歳出合計といたしましては、811万2,000円を追加いたしまして7億8,037万6,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款、繰入金、2項、基金繰入金、2目、介護給付費準備基金繰入金で、811万2,000円を追加補正しております。これにつきましては、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。この繰り入れ後の基金残高は2,709万7,484円となります。

次のページ、歳出をお願いします。

6款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、償還金で、811万2,000円を追加補正しております。これにつきましては、平成20年度分介護給付費等精算による返還金でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

続きまして、議案第68号についてご説明申し上げます。

議案第68号、平成21年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）

平成21年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ614万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

4款、繰入金、1項、基金繰入金の既定額に、今回、86万4,000円を追加して102万9,000円とし、歳入合計を614万5,000円と定めております。

歳出では、1款、総務費、1項、総務管理費の既定額に、今回、86万4,000円を追加して、歳出合計を614万5,000円と定めております。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入。

4款、1目、奨学基金繰入金の既定額に、今回、86万4,000円を追加して、102万9,000円としております。

歳出では、一般管理費の既定額に、今回、86万4,000円を追加して、歳出合計を614万5,000円と定めております。

今回の補正につきましては、奨学金の申し込み者数が当初試算しておりました数を上回しまして、審査の結果すべて認定ということになりましたので、その差額分について補正するものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

なお、次回は、9月15日午前9時30分となっておりますので、ご参集をお願いします。

本日はありがとうございました。

延会 午前11時11分